令和８年（フ）第２９５号
新潟市中央区上近江１丁目７番36号　シェ・ガロンヌＡ203号
債務者　藤本　祥子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７１号
長野県中野市大字竹原1892番地10　長元坊団地41―24
債務者　内堀　信治
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９０号
長野県千曲市大字打沢112番地１　アーバンハイツ１－Ｂ
債務者　山室　明美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２９９号
岐阜市椿洞1089番地１、前住所岐阜市末広町25番地９（メゾンドカルチェ103号）
債務者　川瀬　俊美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３３５号
岐阜県各務原市蘇原沢上町４丁目２番地７（つかさ壱番館　307）
債務者　大辻　信子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１４７号
静岡県富士市蓼原670番地の３　エスペランサⅠ－301号、前住所静岡県富士市松岡220番地の10　リベールＣ－202号
債務者　臼井　浄子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７４号
静岡県富士宮市小泉1393番地の４　メゾンミツムロＣ202
債務者　野村　佳孝
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１７５号
静岡県富士宮市小泉1393番地の４　メゾンミツムロＣ202
債務者　西岡　夕子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１８３号
静岡県富士宮市山本84番地の38、前住所静岡県静岡市葵区唐瀬２丁目４番23号　プランドールⅡ　103号
債務者　岩崎　菜々
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２４号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2973番地の３　西田荘１号
債務者　前田　長子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　静岡地方裁判所下田支部

令和８年（フ）第３００号
熊本市中央区黒髪２丁目25番29号　くろかみ荘201、異動前住所熊本市中央区渡鹿２丁目２番17号　コーポ鈴鹿205
債務者　大當　和久
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６２号
熊本県菊池市泗水町吉富99番地２　ローズベリーⅡ　205号、前住所熊本県合志市須屋1556番地９　アルカンシエル　Ｂ棟303号
債務者　金栗　瑠美
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２６号
熊本県菊池郡菊陽町花立２丁目３番23―102号　テラーサ壱番館
債務者　池田　芳男
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６３号
熊本市西区横手４丁目８番46号　コンフォール四方池205号
債務者　宮本　　英
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８６号
鹿児島県姶良市加治木町諏訪町109番地６　レッドライン102号
債務者　平岡　　勝
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿屋市郷之原町12016番地２　Ａ棟
債務者　中原　章悟
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3880番地
債務者　川越　都勝
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係